

石狩市地球温暖化対策推進計画【事務事業編】の改定について

資料 1

1. 計画の目的・位置づけ

石狩市地球温暖化対策推進計画【事務事業編】は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき策定が義務付けられている、市の事業と全公共施設を取組対象とする計画である。

本計画は、令和 5（2023）年度に内容を一部改定し、令和 7（2025）年度に計画期間が終了するため、本市の取組状況や最新の環境情勢などを踏まえて改定する。

2. 計画期間について

5 年間（令和 8（2026）年度 ～ 令和 12（2030）年度）

3. 主な改定内容

<計画構成>

新計画	
1 章	計画の基本的事項
2 章	温室効果ガスの排出状況
3 章	基本方針と削減目標
4 章	取組項目
5 章	計画の推進

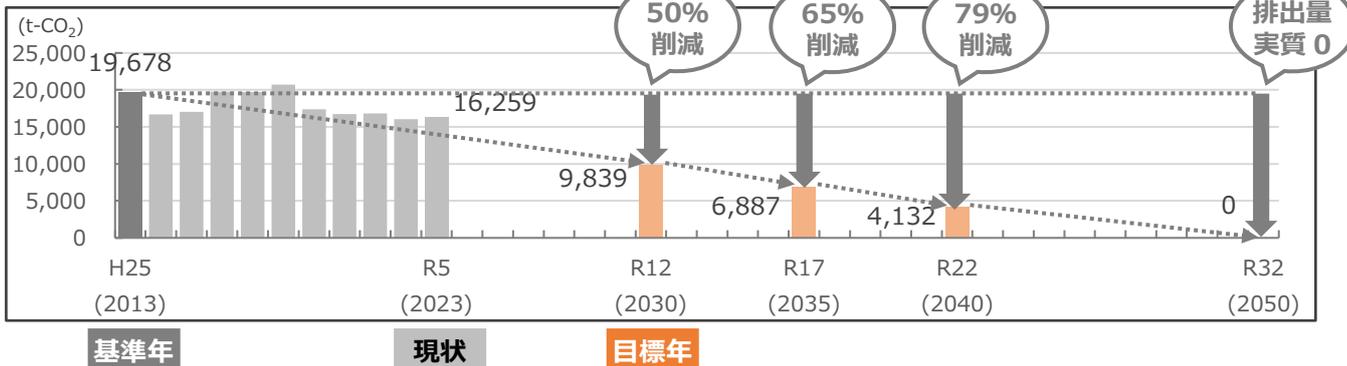
<削減目標>

年度	現計画	新計画(案)	削減手法想定
令和 12 (2030)	50%	50%	・電力由来の CO ₂ 排出量ゼロ ・省エネ化 など
令和 17 (2035)		65%	・熱、燃料に対する排出量削減の取組など
令和 22 (2040)		79%	
令和 32 (2050)	100%	100%	

<取組内容>

現計画	新計画
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物及び設備の省エネルギー化 ・建築物、設備、公用車、EMS ● 再生可能エネルギー等の有効活用 ・再エネの導入及び転換 ● 省エネルギー行動の継続 ・日常業務及び意識の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ① 現行計画の取組内容の精査 ② 温室効果ガス排出量調査研究結果を反映 ③ 最新の情勢を施策・指標等に反映 <p>令和 6（2024）年 4 月：再生可能エネルギーの地産地活モデル構築に関する連携協定</p> <p>令和 7（2025）年 2 月：地球温暖化対策計画、政府実行計画</p> <p>令和 7（2025）年 4 月：石狩市中心核マイクログリッド構築事業 など</p>

<削減目標>

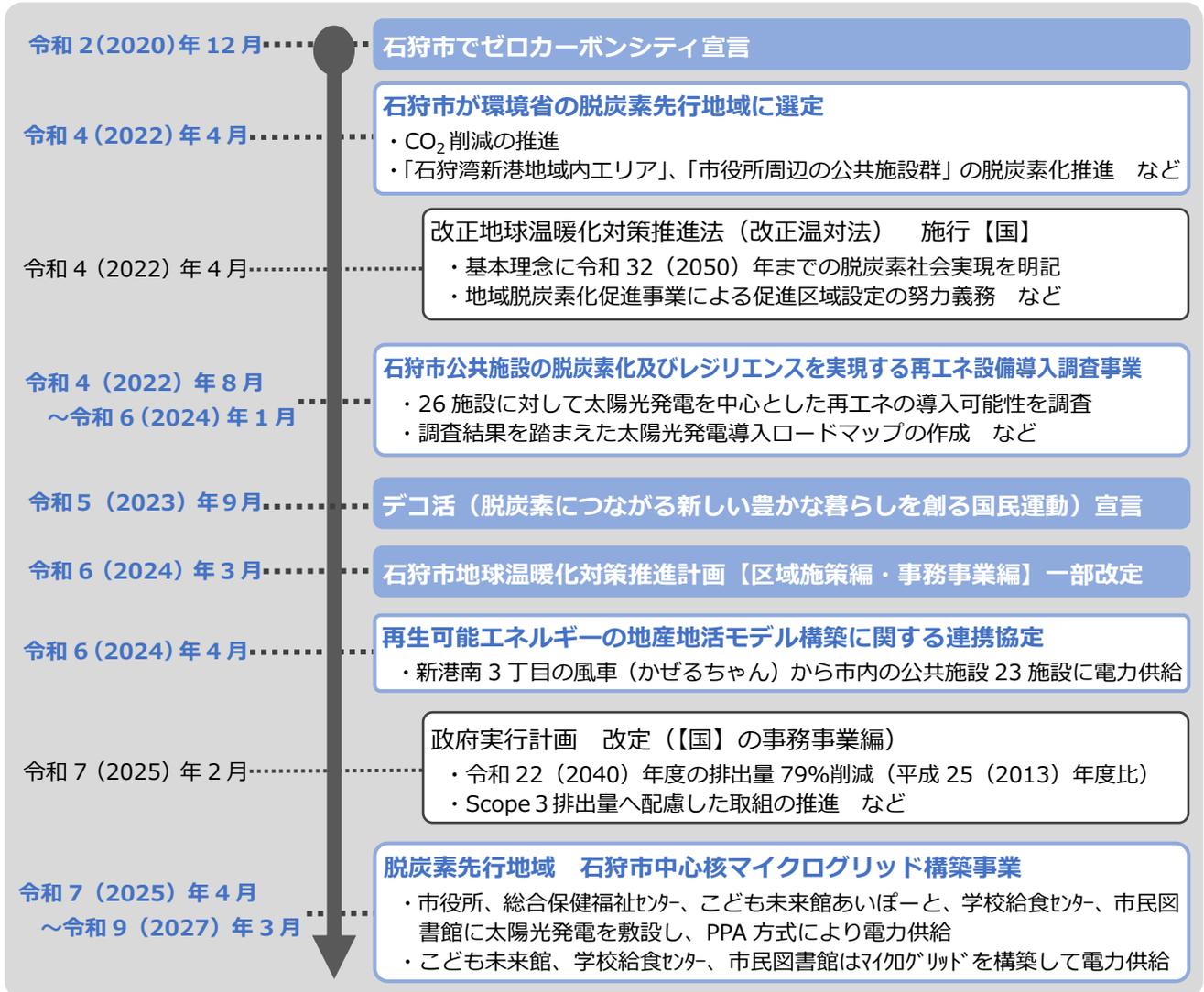


4. 改定スケジュール予定

	令和 7（2025）年						令和 8（2026）年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会		諮問・骨子案				素案			答申
パブリックコメント						パブコメ			

5. 参考

<石狩市における近年の計画関連トピック>



<事務事業編の位置付け>

